

発 信 者	警 務 部 長	発 信 年 月 日	2 9 . 4 . 4
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	警 務 課

死体調査手続等説明用リーフレットの交付と活用について

1 趣旨

遺族又は関係者（以下「遺族等」という。）の心情に配慮した情報提供を行うため、警察が行う死体調査や解剖手続等を説明する際に、遺族等に対して、死体調査手続等説明用リーフレットを交付し、活用を図るもの。

2 交付リーフレット

別添「御遺族・関係者の方へ」(三つ折り用)

3 活用方法

(1) 交付対象者

死体調査や解剖等の対象となる死者の遺族等

(2) 交付方法

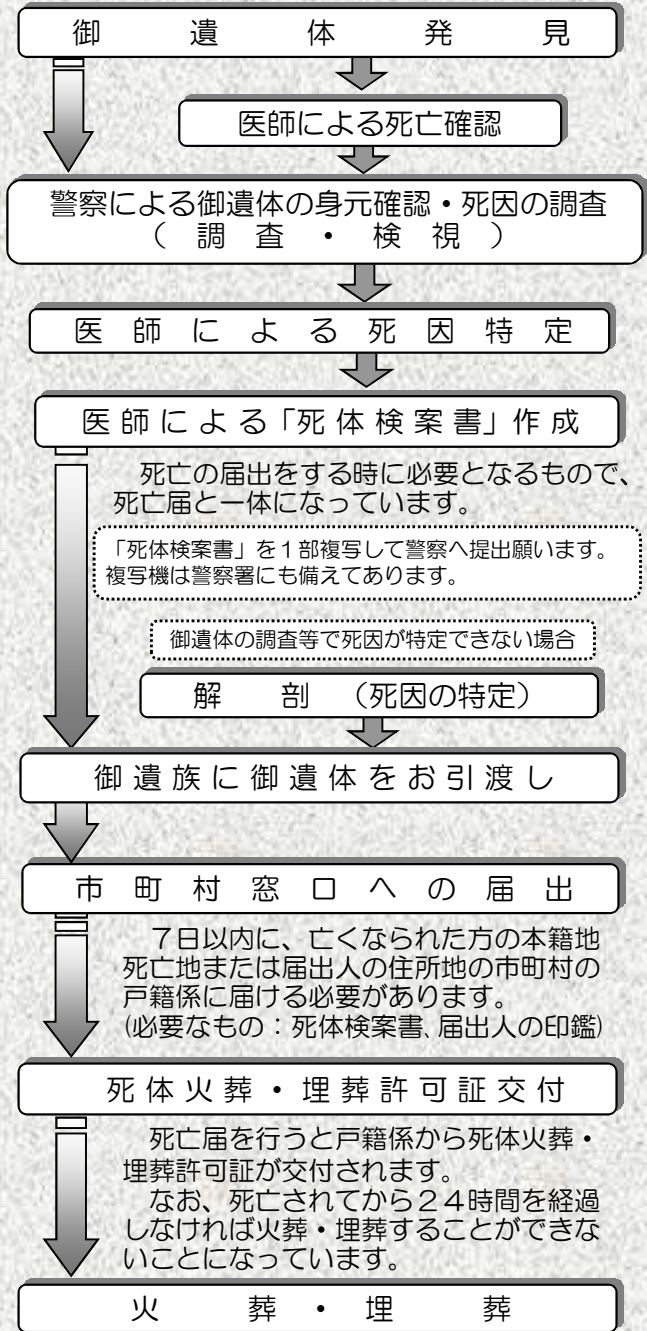
遺族等に対して死体調査や解剖手続等を説明する際に、現場責任者等から、原則として手交する。

別添記載例を参考に、「市町村窓口」欄及び「連絡捜査員」欄に必要事項を記載した上で交付する。

4 留意事項

(省略)

埋葬までの手続き



市町村窓口

連絡捜査員

長野県 警察署
課 係

氏名

TEL - -
(内線)

(所在地:)

御遺体の調査等を担当した警察官です。
御不明なことがありましたら、御連絡ください。

御遺族・ 関係者の方へ

このリーフレットは、御家族や御
親戚の方を亡くされた御遺族や関係
者の方に対して、警察が行う御遺体
の調査等の業務、その後の手続や火
葬・埋葬の手続等について説明し、
御理解いただくために作成したも
のです。

深い悲しみを受けていらっしゃる
御遺族関係者の皆さまには、警察に
よる各種手続はつらいことと思いま
すが、御理解と御協力をお願いいた
します。

長野県警察

Q なぜ、警察が遺体を調べるのですか？

医師が一定期間治療等に関与し、その死因が明らかな自然死（病死）による場合を除いて、警察官等により死因等の調査を行うことが法令等で定められています。

この法令等に基づく警察官等による死因調査等の手続きを経なければ火葬や埋葬の手続きを進めることができません。

調査等の際、御遺族や関係者に事情をお尋ねします。

御遺体の調査手続等と並行して、医師により火葬等に必要「死体検案書（死亡診断書）」という書類が作成されることになっています。

Q なぜ、家の中まで調べたり、写真を撮ったりするのですか？

御遺体やその周りの様子、生前の状況を確認することは、死因等を明らかにするため欠かすことができないものですので、広範囲にその詳細を確認する必要があります。

Q なぜ、病歴や生命保険の加入状況などまで聞くのですか？

御遺族や関係者に、亡くなられた方の普段の生活状態や病気のことなどについてお尋ねします。

これは、御遺体や発見された場所の状態を確認しただけでは、死因を特定できないことがあるからです。亡くなられた方の普段の生活状態や病気のことなどいろいろな状況を踏まえて、死因等を明らかにするためお尋ねするものです。

また、亡くなられた方の収入や生命保険の内容等についてもお尋ねしますが、これはその方の死亡が事件に関係するのかどうかを明らかにするためです。亡くなられた方の生前の生活状態をできるだけ詳細に確認することが重要だからです。

亡くなられた方のプライバシーは、法律により厳守されます。



Q 警察で遺体を預かることがあるのですか？

御遺体を警察署に移し、一時、警察署で預からせていただくことがあります。

これは、身元や死因等の確認をより確実にするためです。これらの確認の手続きが終了すると、御遺族等に御遺体をお引渡しいたします。

なお、医師による死亡確認後、御遺体を解剖する場合があります。

Q なぜ、「解剖」をするのですか？

御遺体を外見から確認しただけでは死因や死亡した経過等を特定できない場合があります。この場合は、御遺体を解剖することとなります。

死因や亡くなられた理由を曖昧にしておくことは、亡くなられた方に失礼なことと考えます。そのようなことがないように、御遺体を解剖して死因等を明らかにしておく必要があります。

なお、解剖に際しては、検査を実施するため、臓器等の一部を採取・保存することがあります。

検査が終了するなどして保存の必要がなくなった臓器や臓器の一部等は、鑑定人が死者の尊厳に配慮した適切な方法により火葬をしております。

御遺族にとってはつらいことと思いますが、御理解をいただき御協力をお願いします。